

○小泉八雲記念館の設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第167号

改正 平成17年7月12日条例第409号

平成26年12月19日条例第55号

平成28年3月24日条例第21号

(設置)

第1条 小泉八雲に関する遺品、図書その他の資料を収集し、保管し、これを教育的配慮の下に展示して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究等に資し、学術及び地方文化の発展に寄与することを目的として、小泉八雲記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小泉八雲記念館	松江市奥谷町322番地

(業務)

第3条 記念館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小泉八雲に関する遺品、図書その他の資料を収集し、保管し、及び展示する業務
- (2) 一般公衆に対しては、記念館資料の利用に関し、必要な説明、助言及び指導を行う業務
- (3) 記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行う業務
- (4) 記念館資料に関する案内書、解説書、目録等を作成し、及び頒布する業務

(館長)

第4条 記念館に館長を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 記念館の利用の促進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が記念館の管理運営上必要と認める業務

(開館日)

第7条 記念館は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は、記念館内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(開館時間)

第8条 記念館の開館時間は、4月1日から9月30日までの期間は午前8時30分から午後6時30分までとし、10月1日から翌年3月31日までの期間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(禁止行為)

第9条 記念館に入館する者は、すべて指定管理者の指示に従うとともに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 記念館内の秩序を乱す行為
- (2) 施設又は陳列品を損傷するおそれのある行為

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して、退去を命ずることができる。

(入館料)

第10条 記念館の維持管理に要する経費に充てるため、記念館に入館する者から料金を徴収する。

2 入館料の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額	備考
大人	1人につき	400円	
小人	〃	200円	小・中学生
団体	大人	320円	団体は、20人以上の場合とする。
	小人	160円	

3 前項の入館料は、記念館の利用の促進のために市長が必要と認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第11条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず、記念館の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が記念館の管理を行う場合にあっては、第7条から第9条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条及び第8条中「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは、」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第409号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成28年3月24日松江市条例第21号)

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年7月1日から施行する。